山形空港脱炭素化推進協議会 設置規約

令和5年11月17日制 定 令和6年12月25日最終改定

(目的)

第1条 山形空港脱炭素化推進協議会(以下、「協議会」という。)は、空港法(昭和 31 年法律 第 80 号。以下「法」という。)第 26 条第1項の規定に基づき、山形空港において、同法第 24 条 第1項において規定する空港脱炭素化推進計画(以下、「推進計画」という。)の作成及 び実施 その他山形空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 推進計画の作成に関する事項
 - (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
 - (3) 推進計画の変更に関する事項
 - (4) 航空法第 131 条の 2 の 10 に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
 - (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
 - (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
 - (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
 - (8) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

- 第3条 協議会には会長を置く。
- 2 会長は、山形県県土整備部山形空港事務所長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会の議決の方法は、構成員の3分の2以上で決するものとする。
- 6 会長は必要があると認めるときは、協議会の下にワーキンググループ等の分科会を設置することができる。
- 7 分科会の議事においては、協議会の設置規約を準用する。この場合において、これらの設置規 約中「協議会」とあるのは「ワーキンググループ等の分科会の名称」、「会長」とある のは「ワ ーキンググループ等の分科会の長」と読み替えるものとする。
- 8 協議会における協議は、自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

(協議会の構成)

- 第4条 協議会の構成は、別表に掲げる者とする。
- 2 構成員及びオブザーバー(以下、「構成員等」という。)の追加等は、事務局が決定する。
- 3 協議会の構成員等は、本設置規約の遵守について承諾する。

(反社会的勢力の排除)

- 第5条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員等の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為 を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員等の統制 下にあるものは協議会の構成員等となることができない。
- 2 前項に該当しない者であっても、反社会的勢力と関係がある者及び関係があると疑われる者は協議会の構成員等となることができない。

(構成員等の除名)

第6条 会長は、構成員等が協議会の目的、本設置規約又は決議に反する行為もしくは協議会の運営に支障を及ぼす行為等を行った場合、当該構成員等を協議会構成員等から除名することができる。

(協議会の招集)

- 第7条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会の招集が困難である場合等にあっては、web 会議ツールを用いたオンライン会議または 書面により協議を行うこととする。
- 3 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の構成員等は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員等は、協議会に出席したものとみなす。
- 5 代理人を協議会に出席させる場合には、当該構成員等は事務局に理由及び指名する代理人について通知すること。

(協議会への協力)

第8条 協議会の構成員等は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港管理 者に積極的に協力する。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事概要を作成する。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を山形県県土整備部空港港湾課及び山形空港事務 所に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 事務局は、協議会の名称及び構成員等の氏名又は名称並びに協議会における協議事項について 公表する。また、その方法については、山形空港事務所ホームページ或いはその他の適切な方法 とし、速やかに公表する。
- 4 協議会資料は、議事次第及び議事概要を原則として公表することとし、それ以外の配布資料の公表については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員等は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員等はその協議の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第13条 本設置規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議の上定める。

附 則

本設置規約は令和5年11月17日から施行する。

本設置規約は令和6年12月25日から施行する。

山形空港脱炭素化推進協議会

構成員

山形空港ビル株式会社

日本航空株式会社 山形空港駐在員事務所

株式会社フジドリームエアラインズ 山形空港支店

株式会社 JAL エンジニアリング 山形空港整備事業所

エナジー山形株式会社 山形航空営業所

山形空港レンタカー協議会

- 一般社団法人山形県バス協会
- 一般社団法人山形県ハイヤー協会

国土交通省東京航空局 山形空港出張所

気象庁 仙台管区気象台

山形県警察航空隊

山形県消防防災航空隊

山形県県土整備部 空港港湾課

山形県山形空港事務所

オブザーバー

東北電力株式会社 山形支店

株式会社やまがた新電力

山形県みらい企画創造部 総合交通政策課

山形県環境エネルギー部 環境企画課

東根市市民生活部 生活環境課

事務局

山形県県土整備部 空港港湾課

山形県山形空港事務所